

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

対 処 す べ き 課 題
株 式 の 状 況
新 株 予 約 権 の 状 況
会 計 監 査 人 の 状 況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

株式会社エスクリ

対処すべき課題

当社グループの主たる事業セグメントが属するブライダル業界では、ターゲット顧客層である結婚適齢期人口の減少や未婚率の上昇、及び披露宴の少人数化に伴う組単価の低下や他分野の事業会社の新規参入等、ますます競合状況が激しくなっております。そのような業界状況の中、当社グループが顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的に企業価値を高めるために、以下の課題に対処してまいります。

1. 感染症による影響に対する取り組み

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、一部地域においてまん延防止等重点措置が実施されており、2021年4月には三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いているものの、政府・自治体からの制限要請（酒類提供の禁止、収容人数制限等）があるなかで、挙式披露宴においては、日程変更が一部発生するものの、キャンセル数は少なく、高い挙式実施率で進捗しております。また新型コロナウイルス感染症拡大前の受注残高水準を維持しております。2022年3月期において新型コロナウイルス感染症の影響を受けるものの、新型コロナウイルスのワクチン接種が広がり始め、徐々に受注状況が回復するものと想定しております。しかしながら、緊急事態宣言等の解除時期ならびに政府・自治体からの制限要請内容によっては、受注の減少、挙式披露宴の日程変更及びキャンセルの発生により売上高が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に備え、当面の成長投資を抑制し、金融機関からの借入等による資金調達によって手元流動性を高めるとともに、家賃・人件費等、事業推進に係る運転資金は既に調達しております。また、第三者割当による普通株式及び種類株式の発行による資本性の資金調達によって自己資本の増強を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び従業員の安全を考慮し、始業前及び実務開始前の検温、入退勤時のマスク着用、手洗い等を義務づけております。各婚礼施設においては、各所への消毒用アルコールの準備、定期的な設備の除菌と清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営してまいります。

2. 人材の確保と育成

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を積極的に実施し、当社グループの経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。特に、ブライダル関連事業における人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出及び対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

3. ブライダル事業における新たな収益モデルの確立

当社グループは、直営施設の出店を今後もすすめてまいります。一方でこれまでのノウハウを活かしたブライダルマーケットにおける新たな収益モデルを確立することも重要な経営課題と認識しております。運営受託やコンシェルジュデスクを始めとしたサービスの拡大、発展に加え、装置産業型の投資回収を必要としないビジネスモデルの確立などを検討してまいります。

4. ブライダル事業以外の事業展開

当社グループは、ブライダル関連事業の売上比率が連結売上高の約9割を占めており、ブライダル関連事業の拡大と平行して、ブライダルに次ぐ事業の柱を育成することが必要であると認識しております。当社グループの創造力豊かなスタッフの力を最大限に活かして、業界研究や事業構造分析をすすめ、事業展開の可能性を検討してまいります。

5. 内部管理体制の充実

当社グループは、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、ブライダル関連事業において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、予定されていた挙式・披露宴の多くが日程変更となりました。

その結果、売上高が著しく減少し、重要な営業損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社では、業績を回復・改善させるには一定期間を要するものと見込んでおりますが、安定的な事業継続に必要な資金を確保する体制を構築していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | | |
|----------------|-------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普 通 株 式 | 45,648,000株 |
| | A 種 種 類 株 式 | 3,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普 通 株 式 | 13,786,500株（自己株式 277,932株を含む） |
| | A 種 種 類 株 式 | 3,000株 |
| (3) 株主数 | 普 通 株 式 | 7,488名 |
| | A 種 種 類 株 式 | 1名 |
| (4) 大株主（上位10名） | | |

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
S B I ファイナンスサービス株式会社	1,800,000株	13.32%
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ビ ー	1,700,000株	12.58%
岩 本 博	1,029,900株	7.62%
渋 谷 守 浩	763,600株	5.65%
有 限 会 社 ブ ロ ッ ク ス	600,000株	4.44%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	524,800株	3.88%
吉 岡 裕 之	302,000株	2.24%
株 式 会 社 S H I B U T A N I ホールディングス	250,000株	1.85%
JPMBL RE CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH COLL EQUITY	242,200株	1.79%
株 式 会 社 S B I 証 券	213,147株	1.58%

（注）持株比率は自己株式（277,932株）を控除して計算しております。

新株予約権の状況

- (1) 当事業年度末における当社役員が有する業務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（2021年3月31日現在）

	名 称	保有者数	行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	権 利 行 使 期 間
取 締 役	2013年6月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権	1名	1,013円	25個	普通株式 2,500株	2016年3月29日から 2023年6月25日まで

（注）1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
2. 保有者に社外取締役及び監査役は含まれておりません。
3. 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償であります。

- (2) 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内にて周知徹底する。
 - (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
 - (3) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
 - (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
 - (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
 - (6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「内部通報規程」に従い報告する。
 - (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じ、安全かつ適切に保存する。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役等で構成する「経営会議」で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会または経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査役に報告する。
- (3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。
- (4) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- (5) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

7. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りです。

主な会議の開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が20回出席いたしました。その他、監査役会は16回開催いたしました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	607, 879	565, 879	6, 499, 745	△192, 485	7, 481, 017
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1, 800, 960	1, 800, 960			3, 601, 920
剰 余 金 の 配 当			△ 93, 668		△ 93, 668
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△5, 416, 574		△5, 416, 574
減 資	△2, 358, 839	2, 358, 839			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△ 557, 879	4, 159, 799	△5, 510, 242	—	△1, 908, 322
当 期 末 残 高	50, 000	4, 725, 678	989, 502	△192, 485	5, 572, 695

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△127	△4, 681	△4, 809	2, 763	7, 478, 971
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)					3, 601, 920
剰 余 金 の 配 当					△ 93, 668
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△5, 416, 574
減 資					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2, 712	△ 8, 194	△ 5, 481	△ 148	△ 5, 630
当期変動額合計	2, 712	△ 8, 194	△ 5, 481	△ 148	△1, 913, 953
当 期 末 残 高	2, 584	△ 12, 876	△ 10, 291	2, 614	5, 565, 018

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5 社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

ESCRIT HAWAII INC.

愛思婚禮禮股份有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社ストーリーア

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

持分法非適用の会社等 1 社

主要な会社等の名称

株式会社ストーリーア

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未完工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地契約による借地上的建物、及び賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～35年

工具、器具及び備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)、その他の工事については工事完成基準によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第45号）の公布に基づく会社計算規則の改正に伴い、同規則第102条の3の2第1項を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,673,003千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

回収が見込まれる金額の算定において、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づく、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングは、以下の仮定をおいて見積もっています。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、一部地域においてまん延防止等重点措置が実施されており、2021年4月には三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いているものの、政府・自治体からの制限要請（酒類提供の禁止、収容人数制限等）があるなかで、挙式披露宴においては、日程変更が一部発生するものの、キャンセル数は少なく、高い挙式実施率で進捗しております。また新型コロナウイルス感染症拡大前の受注残高水準を維持しております。

2022年3月期においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けるものの、新型コロナウイルスのワクチン接種が広がり始め、徐々に受注状況が回復するものと想定しております。

しかしながら緊急事態宣言等の解除時期ならびに政府・自治体からの制限要請内容によっては、受注の減少、挙式披露宴の日程変更及びキャンセルの発生により売上高が減少し、課税所得に影響を及ぼす可能性があります。

②ブライダル事業に係る資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

建物及び構築物 7,186,774千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、ブライダル事業を営むために、内装備品などの資産を保有しています。

このブライダル事業の資産グループについては、当連結会計年度において、「連結損益計算書関係」の注記事項「減損損失の内容」に記載のとおり、使用価値を回収可能価額として、減損損失854,547千円を認識しています。

この使用価値は、以下の仮定をおいて見積もっています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたって、資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能性まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

資産の帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、事業計画や市場環境の変化により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,408,882千円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。
投資その他の資産のその他（株式） 173,568千円
3. 当社及び連結子会社（株式会社渋谷）においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。
当座貸越極額及びコミットメントライン契約の総額 8,300,000千円
借入実行残高 2,806,000千円
差引額 5,494,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
ラグナヴェール S E N D A I	事業用資産	建物及び構築物他	327,883千円
ラグナスイート新 横浜 ホテル & ウ エディング	事業用資産	建物及び構築物他	1,144千円
祥雲閣	事業用資産	建物及び構築物他	209,076千円
渭水苑	事業用資産	建物及び構築物他	4,929千円
ラ・プランシュ 富山	事業用資産	建物及び構築物他	182,571千円
セントボーリア教 会 シ ャ ル ム ・ ド・ナチュール	事業用資産	建物及び構築物他	25,865千円
クイーンズコート グランシャリオ	事業用資産	建物及び構築物他	103,075千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	665,889千円
工具、器具及び備品	35,634千円
リース資産	151,255千円
その他	1,766千円
合計	854,547千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.6%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	11,986,500株	1,800,000株	—	13,786,500株
A 種 種 類 株 式	—	3,000株	—	3,000株
合 計	11,986,500株	1,803,000株	—	13,789,500株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月29日取締役会	普 通 株 式	93,668千円	8.00円	2020年3月31日	2020年6月16日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 22,700株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にプライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,723,607千円	6,723,607千円	
(2) 受取手形及び売掛金	135,353千円	135,353千円	
(3) 完成工事未収入金	724,319千円	724,319千円	
(4) 敷金及び保証金	3,639,927千円	3,611,551千円	△28,375千円
資産計	11,223,209千円	11,194,833千円	△28,375千円
(1) 支払手形及び買掛金	803,846千円	803,846千円	
(2) 短期借入金	3,143,500千円	3,143,500千円	
(3) 未払金	850,523千円	850,523千円	
(4) 未払法人税等	8,844千円	8,844千円	
(5) 社債 (注) 1	330,000千円	325,273千円	△4,726千円
(6) 長期借入金 (注) 2	7,159,037千円	6,985,785千円	△173,251千円
(7) リース債務 (注) 3	559,856千円	556,532千円	△3,323千円
負債計	12,855,607千円	12,674,306千円	△181,301千円

- (注) 1. 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。
2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。
3. リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(4) 敷金及び保証金
これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレート等利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(5) 社債、(6) 長期借入金
固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の社債発行及び借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利によるものは、短期の市場金利に連動していること、また当社の信用状況に大きな変化はないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。ただし、金利スワップの特例対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。
(7) リース債務
元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	411円77銭
2. 1株当たり当期純損失	419円99銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち240,000千円(2015年3月25日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の連結貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末又は2014年3月期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。
- ③ 各連結会計年度及び事業年度の末日において、連結及び単体それぞれの損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

なお、①②については、財務制限条項に抵触しておりますが、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見込みであります。

(2) 長期借入金のうち300,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。
- ② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

なお、②については、財務制限条項に抵触しておりますが、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見込みであります。

(3) 短期借入金のうち1,506,000千円(2020年7月15日付コミットメントライン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を負の値としないこと。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	607,879	565,879	—	565,879	5,870,134	5,870,134
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	1,800,960	1,800,960		1,800,960		
減 資	△2,358,839	△2,316,839	4,675,678	2,358,839		
剰余金の配当					△93,668	△93,668
当期純損失(△)					△5,466,522	△5,466,522
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	△557,879	△515,879	4,675,678	4,159,799	△5,560,191	△5,560,191
当 期 末 残 高	50,000	50,000	4,675,678	4,725,678	309,943	309,943

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△192,485	6,851,407	2,763	6,854,170
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)		3,601,920		3,601,920
減 資		—		—
剰余金の配当		△93,668		△93,668
当期純損失(△)		△5,466,522		△5,466,522
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△148	△148
当期変動額合計		△1,958,271	△148	△1,958,419
当 期 末 残 高	△192,485	4,893,136	2,614	4,895,750

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、ブライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、及び賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～30年
----	--------

構築物	6年～20年
-----	--------

工具、器具及び備品	2年～20年
-----------	--------

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第45号）の公布に基づく会社計算規則の改正に伴い、同規則第102条の3の2第1項を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,632,969千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

②ブライダル事業に係る資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

建物 6,031,532千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、ブライダル事業を営むために、内装備品などの資産を保有しています。

このブライダル事業の資産グループについては、当事業年度において、「損益計算書関係」の注記事項「減損損失の内容」に記載のとおり、使用価値を回収可能価額として、減損損失333,557千円を認識しています。

使用価値の見積もりについては、連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,171,900千円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ 200,820千円

計 200,820千円

3. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額 7,500,000千円

借入実行残高 2,806,000千円

差引額 4,694,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 219,321千円

関係会社に対する短期金銭債務 50,420千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

売上高	4,435千円
売上原価	261,834千円
販売費及び一般管理費	164,876千円
営業外収益	18,703千円

2. 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
ラグナヴェール S E N D A I	事業用資産	建物及び構築物他	332,412千円
ラグナスイート新 横浜 ホテル&ウ エディング	事業用資産	建物及び構築物他	1,144千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	326,393千円
工具、器具及び備品	4,829千円
リース資産	2,335千円
合計	333,557千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.6%で割引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	277,932株	—	—	277,932株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（固定）

減価償却超過額	1,148,979千円
未払事業所税	15,871千円
資産除去債務	751,545千円
税務上の繰越欠損金	1,899,928千円
リース債務	109,290千円
退職給付費用	1,524千円
関係会社株式評価損	91,735千円
貸倒引当金	414,016千円
未払賞与	48,001千円
その他	54,383千円

小計	4,535,277千円
----	-------------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△506,579千円
-----------------------	------------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
--------------------	---

小計	△506,579千円
----	------------

繰延税金資産（固定）計	4,028,698千円
-------------	-------------

繰延税金負債（固定）

資産除去債務	261,356千円
リース資産	97,126千円
未収還付事業税	37,245千円

繰延税金負債（固定）計	395,728千円
-------------	-----------

繰延税金資産（固定）の純額	3,632,969千円
---------------	-------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
--------	--------

（調整）

交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.01%
--------------------	--------

評価性引当額の増減額	△5.07%
------------	--------

住民税均等割	△0.32%
--------	--------

実効税率変更による影響	2.35%
-------------	-------

その他	0.08%
-----	-------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.62%
-------------------	--------

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社渋谷	(所有)直接100.0%	役員の兼任 備品のリース 建築・内装工事の発注 衣裳の発注 建物管理 店舗開発サポート	建築・内装工事の発注	219,166千円	未払金	12,317千円
子会社	株式会社エスクリマネジメントパートナーズ	(所有)直接100.0%	役員の兼任 資金の貸付 債権債務保証 業務委託	資金の貸付	300,000千円	関係会社長期貸付金	1,442,000千円
				関係会社貸倒引当金繰入額	979,261千円	貸倒引当金	979,261千円
				貸付利息	16,633千円	未収収益	16,639千円
				債務保証	200,820千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

3. 債務保証については金融機関からの借入金に対して行ったものであり、保証料は受領していません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 362円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 423円86銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社エスクリマネジメントパートナーズを吸収合併することを決議し、2021年4月1日に吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社エスクリマネジメントパートナーズ
事業の内容	挙式・披露宴の企画・運営を行うブライダル事業

②企業結合日

2021年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社エスクリマネジメントパートナーズを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社エスクリ

⑤その他取引の概要に関する事項

株式会社エスクリマネジメントパートナーズは当社の100%子会社であり、地方都市においてブライダル事業を展開しておりますが、この度、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、グループ内における経営の効率化をより一層進めるため、同社を吸収合併することといたしました。

(2)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

(財務制限条項)

- (1) 長期借入金のうち240,000千円（2015年3月25日付金銭消費貸借契約）には、下記の財務制限条項が付されております。
 - ① 各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の連結貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。
 - ② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末又は2014年3月期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。
 - ③ 各連結会計年度及び事業年度の末日において、連結及び単体それぞれの損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。なお、①②については、財務制限条項に抵触しておりますが、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見込みであります。
- (2) 長期借入金のうち300,000千円（2020年3月31日付金銭消費貸借契約）には、下記の財務制限条項が付されております。
 - ① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。
 - ② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。なお、②については、財務制限条項に抵触しておりますが、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見込みであります。
- (3) 短期借入金のうち1,506,000千円（2020年7月15日付コミットメントライン契約）には、下記の財務制限条項が付されております。
 - ① 2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を負の値としないこと。